

# 白浜ランスロット・マンション

---

---

管理組合・使用細則

---

---

# 白浜ランスロット・マンション使用細則

## 目 次

### 第1章 総 則

- 第1条 遵守義務
- 第2条 登録
- 第3条 登録の変更
- 第4条 ランスロット・カードの発行及び呈示
- 第5条 利用申込みカードの発行
- 第6条 申込の受付
- 第7条 登録者以外の単独使用の禁止
- 第8条 未成年者の単独使用の禁止
- 第9条 同行者の届出義務及び登録者の責任
- 第10条 利用日数及び部屋数（休憩室）の制限
- 第11条 チェックイン・チェックアウト（入館・退館）
- 第12条 フロント
- 第13条 部屋の利用（休憩室の利用）
- 第14条 部屋の利用（休憩室の利用）

### 第2章 費 用 等

- 第15条 施設利用
- 第16条 年間管理費
- 第17条 公租公課の支払い
- 第18条 トランクルーム
- 第19条 火災保険
- 第20条 管理費・トランクルーム使用料・公租公課・その他諸費用の滞納
- 第21条 遅延損害金

### 第3章 共同部分の使用法

第22条 塵芥処理法

第23条 浴場

第24条 駐車場

第25条 プール

第26条 レストラン

### 第4章 一般的禁止事項

第27条 一般的禁止事項

## 白浜ランスロット・マンション使用細則

白浜ランスロット・マンション管理組合同規約第 64 条の規定に基づき、各組合員ならびにその同行者が遵守すべき「白浜ランスロット・マンション使用細則」を下記の通り定める。

### 第 1 章 総 則

#### (遵守義務)

第 1 条 組合員及びその同行者は当マンションの利用にあたり、共同の利益を図り、良好な環境を維持するために、相互協力するとともに「白浜ランスロット・マンション管理組合同規約」並びに本使用細則の各条項を遵守しなければならない。

#### (登 録)

第 2 条 組合員は本組合の発行する「ランスロット・カード」に自筆署名するとともに登録者名簿に登録しなければならない。

- 2) 組合員は本人以外 5 名を限度として登録者名簿に登録することが出来る。但し登録者の行動については組合員が全責任を負うものとする。
- 3) 登録者名簿への登録は組合員が本組合所定の登録者届出書に必要事項を記載の上、登録する者の 3 ヶ月以内撮影の写真 1 枚を添付して本組合に届出するものとし届出がない場合は登録者としての取り扱いを拒否されても異議ないものとする。
- 4) 本組合は前項により登録者名簿を作成の上、これを本組合事務所に備え置くものとする。

#### (登録の変更)

第 3 条 組合員が登録者を変更するときは理事会の承認を得て、本組合所定の変更届出用紙に必要事項を記載の上、新規登録者の 3 ヶ月以内撮影の写真 1 枚を添付して本組合に届出するものとする。

- 2) 登録者の登録事項に重要な変更を生じたときも前項と同様とする。
- 3) 登録の変更手続きに要する費用は各自の負担とする。

#### (ランスロット・カードの発行及び呈示)

第 4 条 本組合は共有持分一口（1，296分の1）に対し「ランスロット・カード」1枚を発行するものとし、当マンションを利用するときは、これをフロントに呈示しなければならない。

- 2) 一口の共有部分が細分化されても上記「ランスロット・カード」は追加発行されない。

#### (利用申込みカードの発行)

第 5 条 本組合は、各組合員の毎年の共益費、積立金（以下これを総称して管理費という）の支払と同時に「利用申込カード」を組合員に発行するものとする。

- 2) 前項カードには宿泊希望日、滞在日数利用者の住所、氏名等所定の事項を記載するものとする。

(申込の受付)

第6条 組合員が当マンションの利用を希望するときは、前条の「利用申込カード」により希望日の30日前より11日前までの間に申込みものとし、先着順予約制とする。但し希望日の7日前からは「利用申込カード」に代えて電話での申込みなしうるものとする。

(登録者以外の単独使用の禁止)

第7条 本使用細則第2条に定める登録者以外の者は登録者に同行する場合を除き当マンションを利用することは出来ない。

(未成年者の単独使用の禁止)

第8条 当マンションの良好な環境の保持、並びに事故防止のため、登録者といえども満18歳以下の者のみの単独の利用はこれを禁止する。

(同行者の届出義務及び登録者の責任)

第9条 当マンションの利用に際し、登録者は利用者全員の住所、氏名、年令、性別等を所定用紙に記載の上、チェックイン(利用時に)時に管理者に届出るものとする。

(利用日数及び部屋数(休憩室)の制限)

第10条 組合員が共有持分に応じ、当マンションを公平円滑に利用するため、ランスロット・カード1枚についての利用日数及び利用部屋数(休憩室数)を次の通りとする。

- (1) 原則としてランスロット・カード1枚につき、1ヶ月1回4泊5日以内とする。但し使用予定日の10日以内に休憩室の空室がある場合には、この限りではない。
- (2) 4月29日～5月5日、7月21日～8月31日、12月31日～翌年1月4日迄の期間における利用は1回限りとし、1部屋且つ4泊5日を限度とする。
- (3) 上記の期間においても、空室の余裕がある場合に限り一部屋につき少なくとも1名の登録者があることを条件とし、同時複数室の利用並びに2回以上の利用も出来るものとする。

(チェックイン・チェックアウト)(入館・退館)

第11条 当マンションのスムーズな運営を行うため、本使用細則では1日を原則として当日の午後3時から翌日の午前10時と定め、チェックアウト(退館)の延長を希望する場合は、管理人に届出ると共にその指示に従うものとする。

(フロント)

第12条 組合員の入退室その他手続は、原則として管理人勤務時間内に行なうものとする。

- (1) 前項の管理人の勤務時間については別途定めるものとする。
- (2) 組合員は、私用に管理者を使わない様注意すること。

(部屋の利用) (休憩室の利用)

第13条 組合員は部屋(休憩室)の利用にあたっては、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) (休憩室) 部屋に備えつけてある什器・備品はていねいに扱うこと。
- (2) 前号の什器・備品を故意または過失により破損させた場合は必ず管理人に届出るものとし、その修理・取替に要する費用はその利用者が負担するものとする。
- (3) 前号の費用の支払については、その都度本組合の指定する期日までに支払うものとする。
- (4) (休憩室) 部屋の利用終了時には各自の私物を残しておかないこと。

(部屋の利用) (休憩室の利用)

第14条 共有組合員は部屋の利用にあたっては、次の各号を遵守しなければならない。

一口の共有部分が細分化

- (1) 部屋に備えつけてある什器・備品はていねいに扱うこと。
- (2) 前号の什器・備品を故意または過失により破損させた場合は必ず管理人に届出るものとし、その修理・取替に要する費用はその利用者が負担するものとする。
- (3) 前号の費用の支払については、その都度本組合の指定する期日までに支払うものとする。
- (4) 部屋の利用終了時には各自の私物を残しておかないこと。

以下 第2章、第3章、第4章、変更なし

## 第2章 費用等

(施設利用)

第15条 本物件の円滑な管理運営を行うために共有組合員は温泉利用を目的とし、温泉施設利用料金を前金にて支払うものとする。※高校生を含む。中学生は大人料金の半額とし小学生は無料とする

※入湯税別途(小学生以下無料) ※消費税別途

- (2) 共有組合員は本施設利用時に駐車場を利用する場合は決められた料金を前金にて支払うものとする。

(ルーム・フィー)

- (3) 共有組合員は、本物件の利用に関して水道・ガス・電気等の光熱費、寝具一式のレンタル料、什器・備品の損耗及び取替費、清掃費等を含むルーム・フィーは無料とする。

(年間管理費)

第16条 管理費は年払とし、共有組合員は別紙規約第39条により、本組合の指定する者に毎年7月1日より翌年の6月30日までの12ヶ月相当額を前納払込みとし、次の各号により支払うものとする。

- (1) 第1回目の支払いは、本物件取得時に、本物件取得時より6月30日まで期間計算(日割計算)によって支払うものとする。
- (2) 第2回目以降は毎年6月1日より6月30日までの間に、12ヶ月相当額を前払いとし支払うものとする。

(公租公課の支払い)

第17条 本物件にかかわる公租公課の支払いについては別紙規約第44条により各組合員あてに届く納付書をもって納付期限を厳守の上、各組合員がそれぞれ支払うものとする。

(トランクルーム)

第18条 建物共有部分内に存するトランクルームの使用にあたっては、本組合と共有組合員との契約により別途定める使用料を年払いとし、契約期間は原則として毎年7月1日より翌年6月30日までの1年契約とし、理事会の承認を得て更新出来るものとする。

2 前項にかかわらず第1回目の契約期間については、本組合との契約締結時より6月30日までの期間とする。

3 使用料の支払い方法については次の各号による。

- (1) 第1回目の契約期間については、本組合との契約締結時に、契約締結時より6月30日までの期間計算(日割計算)により前納払込みとする。
- (2) 前号以降については毎年6月1日より6月30日までの間に、毎年7月1日より翌年6月30日までの12ヶ月相当額を前納払込みとする。

4 前3項のトランクルーム使用料は公益費に充当するものとする。

(火災保険)

第19条 別紙規約第43条により、本物件に対する火災保険の付保につき、組合員を被保険者として一括保険契約を締結するものとし、持分割合に応じて保険料を負担するものとする。

2 前項の保険料は、公益費より充当するものとする。

3 万一火災が発生した場合、保険会社より組合に支払われる保険金に対して、組合員はそれぞれの保険金を組合に請求せず原状回復費用に当てるものとする。

(管理費・トランクルーム使用料・公租公課・その他諸費用の滞納)

第20条 共有組合員が管理費・トランクルームの使用料・公租公課・その他諸費用等支払期限の定めあるものについては、それぞれ所定の支払期限を守らない場合は本施設を利用出来ないものとする。3ヶ月以上超えても支払わない場合は、別紙規約40条に基づき請求するものとする。

2 前項により自動徴収した場合でもそれぞれの滞納分について、次条の遅延損害金を支払うものとする。

(遅延損害金)

第21条 別紙規約第40条の遅延損害金発生の起算日は、それぞれの費用の所定支払期限の翌日とする。

### 第3章 共同部分の使用方法

(塵芥処理法)

第22条 厨房等の塵芥はビニール袋等で緊締の上、各階ポリバケツ置場付設容器に入れ、みだりに廊下等に放置しないこと。

- 2 ポリバケツ置場で処理できない廃棄物がある場合は、あらかじめ管理者に連絡したうえで、その指示に従い処理すること。

(浴場)

第23条 浴場及び家族風呂の使用については別途定める注意事項を遵守し、他の使用者に迷惑になる行為をしないこと。

(駐車場)

第24条 本物件利用者が駐車場を使用する場合は管理者に所定事項を届出るものとする。

- 2 駐車場の使用者は充分利用上の注意を遵守し、盗難・破損・事故等が発生しても管理者に対し、一切の責は問わないものとする。

(プール)

第25条 プールの利用については、別途定める規定・注意事項を遵守し、他の利用者に迷惑になる行為をしないこと。

(レストラン)

第26条 別紙規約第52条によって本物件一階部分に設けたレストランの利用については次の各号に従うものとする。

- (1) レストランはフリースペースとし、別紙規約第47条の建物の使用を厳守し、利用できるものとする。
- (2) レストランの営業時間は午後3時より午後11時までとし、その時間内に利用するものとする。
- (3) レストランを利用する際は他の組合員に迷惑をかけない様注意し、風俗を乱すおそれのある場合は利用を断ることができるものとする。
- (4) 飲食後の塵芥は選別し、ビニール袋等で緊締の上、置場付設容器に入れ、放置しないこと。

## 第4章 一般的禁止事項

(一般的禁止事項)

第27条 次の各号に掲げるものは禁止事項とし、すべての組合員及び同行者はこれを遵守すること。

- (1) 機械室・電気室・管理人室・その他立入禁止場所に立入ること。
- (2) 建物共用部分並びに共有組合員の共有部分にあたる専有部分その他、共同利用に供する場所に私物を置くこと。
- (3) 駐車場以外の場所に自動車を駐車させること。
- (4) 雑・厨芥・粗大ゴミ等を管理人の指定する場所以外に放置すること。
- (5) テレビ・ラジオ又は各種楽器等の音量を著しくあげ、もしくはその他騒音・震動又は電波等により近隣他者に迷惑となる行為をなすこと。
- (6) 爆発性・引火性を有する危険物・その他警察又は消防署等の取扱い規定を有する物品を敷地及び建物内に搬入使用すること。
- (7) 本物件内で動物を飼育すること。
- (8) 階段室・廊下等は、火災発生緊急時の避難通路となるのでそこに私物を置くこと。
- (9) 非常階段から、平常時に出入りすること。
- (10) その他、他の組合員に迷惑をかけ、又は危険をおよぼし不快の念をいだかせる行為もしくは公序良俗に反する行為をなすこと。

附則

令和3年8月31日改定